

写

平成 21 年 3 月 18 日

内閣府特命担当大臣（地方分権改革）

鳩山 邦夫 様

地方分権改革推進委員会

委員長 丹羽 宇一郎 様

地方分権推進のための国の制度改正等に関する

提言書

岩手県分権推進会議

岩手県では、県と市町村の対等協力の関係を基本としながら、国、県及び市町村を通じた望ましい行政システムの在り方を検討するため、県、市町村、有識者等で構成する「岩手県分権推進会議」を設置しております。

この会議において、地方分権を推進するうえで障害となっている国の制度等について、早急に是正を求めるべきとされたことから、以下の事項について提言します。

1 権限移譲の推進

- (1) 地方分権改革推進委員会の第1次勧告において、基礎自治体に事務を優先的に配分し、地域における行政の総合的な実施の役割を担うとの基本原則の下で、法律により一律に県から市町村へ権限移譲すべきとしたことについては、評価できるものである。
- (2) ただし、同勧告においては、全国の「事務処理の特例に関する条例」による移譲実績がある事務や、全国知事会等から要望した事務が移譲対象とされているところであるが、例えば、旅券法（パスポート交付事務）などのように、住民に身近な行政サービスが網羅されているとは言えないことから、このような事務についても、全て対象とするよう望むものである。
- (3) さらに、先の第1次地方分権改革において、国の役割が外交・防衛等に限定されたことを踏まえると、国は依然として、本来、地方が処理すべき事務についてまで、その役割としているものと考えられることから、国から地方への抜本的な権限移譲について、検討されたい。

2 国の過剰な関与等の是正

- (1) 地方分権改革推進委員会の第2次勧告において、自治事務である482法律、10,057条項を対象に「義務付け・枠付け」の検討を行い、4,076条項について、原則として

廃止等するよう勧告されたところであるが、本県においても、これらの義務付け等により、次のような問題が生じている。

国が事務をコントロールすることにより、県・市町村の裁量権を阻害していること。

地域の特性に応じた行政サービスを提供することができないこと。

国と県・市町村との間で行われている同意、協議、計画の策定などにより、県・市町村の多大な事務の負担や非効率が生じていること。

- (2) これらを見直すことにより、県・市町村の自らの判断と責任において、政策や制度の改廃を行えるようにしていく必要がある。
- (3) このため、第1次地方分権改革の趣旨を踏まえて、個別の法令による関与は必要最小限とするとともに、第2次勧告における義務付け・枠付けの廃止等の実現に向けて、積極的に取り組まれない。
- (4) 併せて、国庫補助負担金を通じた国の関与についても、県・市町村の裁量権を著しく阻害しているところであり、廃止・縮小に向けて、取り組まれるよう望むものである。

3 二重行政の解消

- (1) いわゆる二重行政には、行財政資源を国、県、市町村が二重（三重）に投資するという非効率や、地域における行政サービスが調整されず、効率的に提供されないなどの問題があると指摘されてきたところである。
- (2) このため、国、県、市町村の役割を明確にして、二重行政を解消し、住民本位の効率的な行政サービスを提供するという観点などから、第2次勧告における国の出先機関の統廃合に積極的に取り組まれない。

- (3) 特に、事務・権限が法令上一つの主体に専属しておらず、それぞれが処理することが許容されていることによって、県と市町村の二重行政が生じている例もあることから、これらを解消する観点からも取り組まれない。

4 自治事務の在り方

- (1) 今般、実施される定額給付金給付事業について、国は市町村の自治事務として位置付けているが、これまでの経緯やその目的に鑑みると、本来、国による直接執行、又は法定受託事務とすべきものであったと考えられる。
- (2) このように、本来、国の事務とすべきものを、法律により自治事務としてその実施を地方自治体に強いることは、憲法に定める地方自治の本旨や、先の第1次地方分権改革における機関委任事務の廃止の経緯からも、断じて許されないものであり、国が新たに自治事務を創設する場合には、地方との協議を法律により義務付けるなど、一定のルール化を行うべきである。
- (3) また、自治事務は、地方自治体の自らの責任と判断で行うべき事務であり、国が事務の実施方法等についてまで細かに法令で規定することは、本来の自治事務の在り方に反するものであることから、地方自治体の裁量権が最大限発揮されるよう制度設計されるべきである。
- (4) 上記を踏まえると、国が創設した自治事務については、これまでの地方自治体の条例制定権をさらに拡充し、条例により法令の規定を補正(上書き)できることとすることが必要であり、第二期地方分権改革において、これが実現されるよう取り組まれない。

平成21年3月18日

岩手県分権推進会議 座長
岩手県知事 達増 拓也

岩手県分権推進会議委員名簿

氏名	職名	
相原 正明	岩手県奥州市長	
稲葉 暉	岩手県一戸町長	
小笠原 裕	岩手日報社論説委員会 副委員長	
小野 仁志	特定非営利活動法人 レスパイトハウス・ハンズ 会長	
小原 豊明	岩手県二戸市長	
川村 光朗	岩手県矢巾町長	
北村 喜宣	上智大学 法学部教授	
熊坂 義裕	岩手県宮古市長	
佐々木 りほ子	特定非営利活動法人 ふれあいステーション・あい 理事長	
鈴木 宏延	岩手県中小企業団体中央会会長	
高橋 聡	岩手県立大学 社会福祉学部准教授	
多田 欣一	岩手県住田町長	
平木 協夫	日本経済新聞社編集局産業地域研究所 日経グローバル 主任研究員	
役重 真喜子	東和町行動する女性ネットワーク事務局 (岩手県花巻市地域振興部地域振興課長)	
谷村 邦久	みちのくコカ・コーラボトリング(株) 社長	
県関係委員	達増 拓也	岩手県知事
	勝部 修	企画理事兼県南広域振興局長
	菊池 秀一	総合政策部長
	藤尾 善一	地域振興部長
	川窪 俊広	総務部長